仕 様 書

1　件名

令和 8 年度 海外映像制作者向け PR 映像の制作業務委託

2　委託期間

令和 8 年 9 月 17 日より令和 9 年 2 月 26 日まで

3　事業目的

公益財団法人東京観光財団（以下「TCVB」という。）が運営する東京都のロケ支援窓口である東京フィルムコミッション（以下「東京 FC」という。）は、ロケーション撮影を活用した地域振興を目的とした活動を行っており、積極的に海外作品の誘致活動も実施している。

本事業は、海外映像制作者向けに、映像制作の観点からロケ地としての東京の魅力を訴求するプロモーションビデオを制作し、海外作品の東京ロケ誘致促進を図ることを目的とする。

4　ターゲット

主に欧米豪を中心とした世界中の映像制作者（配信を含む映画、TV ドラマ、情報番組等の映像制作事業者）

5　活用方法

（1） ウェブサイトや SNS での掲出等

東京 FC が管理・運営をしている「東京フィルムコミッションオフィシャルサイト」、SNS 及び YouTube チャンネルでの掲出を想定

（2） 国内・海外映画見本市における活用

（3） 東京 FC が出展・参加する見本市及びイベント等における PR を目的とした映像放映などに使用する。

なお想定する主な見本市は以下のとおり。

・(カンヌ）マルシェ・ドゥ・フィルム（通常 5 月開催）
・東京国際映画祭見本市（TIFFCOM）（通常 11 月開催）
・アメリカン・フィルム・マーケット（AFM）（通常 11 月開催）
・(ベルリン）ヨーロピアン・フィルム・マーケット（EFM）（通常 2 月開催）
・香港フィルマート（通常 3 月開催）

6　　委託内容

（1） 全般について

ア 受託者は、ロケ地としての東京の魅力が海外制作者に的確に伝わるよう、次項（2）以降に記載の委託内容をすべて企画・実施すること。

イ 受託者は下記委託内容に記載の各事業の進行過程を含む納品までのスケジュール等を明らかにした事業計画書を作成し、TCVB の承認を得ること。

ウ 業務の詳細について TCVB と協議の上決定し、進捗状況を TCVB に綿密に報告すること。

エ 事業の実施にあたっては、都内の地域振興に資するよう、可能な限り公平かつ専門的な視点で実施すること。

（2） 海外映像制作者向け PR 映像の制作業務

ア 概要

「3 事業目的」を踏まえ、東京のロケ地としての魅力を訴求し、東京への興味・関心を高める魅力的なプロモーション映像を、以下の条件を考慮して制作すること。

イ 要件

（ア）制作本数及び納品時期

以下の表に記載のとおり、海外 PR 用の 150 秒～180 秒程度の映像を 1 本程度制作する。また、SNS などへのアップロード用として、上記映像を 30 秒程度に編集した短縮版もあわせて納品すること。

NO,	映像種別	動画再生時間	納品本数	納品時期
①	海外映像制作者向け PR 用	150-180 秒	1 本程度	令和 9 年 1 月末
②	短縮版	30 秒	1 本程度	令和 9 年 1 月末

（イ） コンセプト、構成

上記（ア）に示す映像に関してコンセプトを示し、構成案の絵コンテ、ロケーション案を作成し、TCVB に確認の上決定すること。

（ウ） 対応言語

映像内で使用する（言語は、英語とする。(字幕、キャプション、映像タイトル、及び使用素材のクレジット表記等も含む。）

（エ） 内容について

a. 事業目的、訴求するイメージを踏まえた上で、多様性と創造性を併せ持った新しい東京の魅力を表現し、海外映像制作者が東京でのロケーションについてのイメージを持つことができる映像を作成すること。なお、観光地としての視点ではなく、あくまでロケ地としての視点を

踏まえ東京ならではの風景、地理、様相を捉えること。

b. 海外映像制作者へ向けて、東京でのロケ撮影に興味・関心を抱かせるための、訴求ポイントを設けることが望ましい＜例：ストーリー性を持たせた映像構成、著名映画監督、プロデューサー、出演者のコメントの使用等＞。コメントの依頼先については TCVB と事業委託者の協議の上、TCVB が指定する（なお、コメントは活用目的と期間について承諾を得たものとし、コメント取得費は委託費に含めるものとする）。

（オ） 訴求するイメージを踏まえた映像・曲調のトーン＆マナーとすること。複数案提案のうえ、TCVB に確認の上決定すること。

（カ） 団体への取材・協力依頼及び掲載内容確認（校正）については、原則、受託者が行うものとする。なお、取材・協力依頼及び掲載内容確認を行う際は丁寧な対応を心掛けること。

（キ） 撮影地について

a. 撮影地は多摩、島しょエリアとし、各エリアの魅力を訴求する内容であり、且つ一方のエリアに偏らない映像とすること（一部 23 区内の撮影及び映像使用も認めるものとする）。撮影場所は、撮影前に TCVB に確認の上決定すること。

b. 全て撮り下ろしが望ましいが、必要に応じてフッテージ等の利用も妨げない。なお、TCVB が保有する観光素材（フッテージ）https://tokyotokyo-video.jp/の無償での利用、及び東京 FC が所有する支援作品情報及びロケ撮影風景の映像提供が可能であるが、利用は季節を表現するためなどやむを得ない場合のみとすること。

（ク） 映像使用期間

本映像については 令和 9 年 3 月より 3 年間使用することを想定している。なお、使用期間に合わせて音楽素材の使用、登場人物・施設等で生じる著作権等の許諾手続きは受託者にて行い、問題なく利用できるようにすること。また、契約更新が発生する場合、事前に報告すること。

（ケ） 業務体制

a. 全般

海外映像製作者の視点に立ち、ニーズを理解したうえで、業務の遂行にあたること。

b. 調整業務

関係者との調整等、許諾に要する一切の業務を行うこと。

c. 経費等

撮影や編集に係る一切の経費（出演者に係る費用、機材調達費、交通

費、宿泊費、車両費、コーディネート費、撮影許可取得に要する経費、各種データ費、コメント費、フッテージ・音楽使用料等）は、全て事業費に含むものとする。

d. 制作スケジュール管理
遅滞なく行うこと。事業者は TCVB と定期的な打合せの場を設けること。

e. 業務従事者について
制作作業にあたるディレクターを置くとともに、当該業務担当の業務従事者を確保すること。ディレクターは、企業のプロモーションビデオ・コマーシャル等の映像制作経験を有していること。

7　完了報告と契約代金の支払い

（1）成果物　令和 9 年 1 月 29 日までに納品

ア 映像マスターデータ（各映像 2 点ずつ、形式は mp4 データにて納品）

（ア）海外映像制作者向け PR 用 150 秒-180 秒　1 本程度

（イ）上記①の短縮版 30 秒　1 本程度

イ 電子データ（企画書等）

ウ DVD（上記ア及びイを収めたもの） 3 部

エ 映像コンテ 1 部

（2）委託完了届

契約代金の支払いについては、別紙「委託完了届」の提出、委託完了検査終了後に一括で行うものとする。

8　第三者委託の禁止

本委託事業は、原則として第三者に委託させてはならない。ただし、あらかじめ書面により申し出、TCVB の承認を得た事項についてはこの限りでない。

9　秘密の保持

受託者は、「8 第三者委託の禁止」により TCVB が承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

「8 第三者委託の禁止」により TCVB が承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責務を課し、受託者が全責任を負って管理するものとする。

10　著作権等の取扱い

この契約により作成される納品物の著作権等の取扱いは「電子情報処理に係る標準特記仕様書」＊第１４に定めるところによる。

https://www.tcvb.or.jp/jp/denshijoho_tokkishiyosho_20260305.docx

11　委託事項・関係法令の遵守

本委託契約の履行にあたっては、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

12　個人情報の保護等

（1）「東京観光財団個人情報取扱要領」**を踏まえ、「個人情報に関する特記仕様書」***に定められた事項を遵守すること。 また、本委託業務の遂行にあたり「8 第三者委託の禁止」により TCVB に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても、当該事業者が本委託業務における個人情報を扱う場合は、「個人情報に関する特記仕様書」を遵守させること。

**https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho_yoryo_20250401.pdf

***https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho_tokkishiyosho_20260130.docx

（2）「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ基本方針」****及び「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」*****に定められた事項を遵守すること。

****https://www.tcvb.or.jp/jp/security_houshin.pdf

*****https://www.tcvb.or.jp/jp/denshijoho_tokkishiyosho_20260305.docx

また、「8 第三者委託の禁止」により TCVB に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても同様に遵守させること。再委託させる事業者は以下のいずれかを取得している事業者（あるいは今後取得予定である事業者）であることが望ましい。

ア　一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運用する ISMS 適合性評価制度における ISO/IEC27001 と同程度の認証

イ　一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）の認定するプライバシーマークと同程度の認証

（3）電子情報処理業務を行うに当たり、以下の取扱いに留意すること。

ア　当財団職員を含め、本委託業務の遂行にあたる関係者の氏名/メールアドレスなど

イ　他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報（IP アドレスや cookie など）もアと同システムに格納されている場合においては、同様に留意すること。

13　その他

（1） TCVB は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び

契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。

（２） 本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、TCVB と事前に協議すること。

（３） 本仕様書に定める委託内容の最終的な履行にあたっては TCVB と協議のもと進めること。

14　本件の問い合わせ先

公益財団法人 東京観光財団 地域振興部事業課

東京ロケーションボックス （佐藤・青木）

電話 03-5579-8464